

タムス訪問看護ステーション川口

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は介護保険の許可を受けています。
(事業者番号： 1160290510号)

当事業所は、利用者に対して訪問看護サービスを提供します。

当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上にご注意頂きたいことを

次のとおり説明致します。

令和6年4月改定

医療法人社団 桐和会

1. 事業所経営法人

- (1) 医療法人社団 桐和会
- (2) 法人所在地 東京都江戸川区篠崎町 2-7-1 イーストハイム篠崎 1 階
- (3) 電話番号 0 3 - 5 6 6 6 - 1 3 3 4
- (4) 代表者氏名 理事長 岡本 和久
- (5) 設立年月日 平成 5 年 3 月 1 日

2. 事業所概要

- (1) 事業の種類 訪問看護 令和 1 年 1 1 月 1 日 許可 (第 1 1 6 0 2 9 0 5 1 0 号)
- (2) 事業の目的

当事業所は利用者に対し、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者が有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し心身の機能の維持回復を目指すことを目的として、訪問看護サービスを提供します。

- (3) 事業所名称 タムス訪問看護ステーション川口
- (4) 所在地 埼玉県川口市神戸 5 3 7 - 1
- (5) 電話番号 0 4 8 - 2 8 0 - 6 1 3 8
- (6) FAX 番号 0 4 8 - 2 8 0 - 6 1 4 7
- (7) 管理者 馬場 ゆう子
- (8) 運営の方針

当事業所は、訪問看護計画に基づいて必要な訪問看護を行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が居宅において、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努めます。

3. 営業日及び営業時間

- (1) 月曜日から金曜日までの 5 日間を営業日とする。(祝祭日・12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く)
- (2) 営業日の 8 時 4 5 分から 1 7 時 4 5 分までを営業時間とする。

4. 職員の配置基準

- (1) 主な職員の配置状況 (令和 6 年 4 月 1 日現在)
 - 管理者 1 人 (常勤 看護職員と兼務)
 - 看護職員 6 人 (常勤 4 人、非常勤 2 人)
 - 理学療法士 5 人・作業療法士 0 人・言語聴覚士 0 人 必要に応じて配置
- (2) 勤務体制

日勤 : 8 時 45 分から 17 時 45 分まで

(3) 従業者の職務内容

- ① 管理者は、訪問看護事業に携わる従業者の総括管理・指導を行う。
- ② 看護職員は、訪問看護計画に基づき全身状態観察・処置等の医療・介護行為を行う。
- ③ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、在宅におけるリハビリテーションを行う。

5. 当事業所が提供するサービス

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

主治の医師の指示・利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。その計画に基づき、訪問看護を提供します。

尚、サービス提供エリアは川口市全域、草加市（うち、新栄・長栄・清門・新善町・原町・北谷・小山・花栗・苗塚町・西町・柳島・遊馬町・新栄町に限る）、越谷市（うち、神明町・西新井・長島・新川町・谷中町・七佐町・大間野町に限る）、さいたま市（うち、緑区に限る）地域とします。

6. サービス提供における事業者の責務

当事業所は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命・身体・財産の安全と確保に配慮します。
- ② 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求により閲覧に応じます。又、請求された複写物(自費)を交付します。
- ③ 利用者に対する身体拘束その他の行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者の生命、身体を保護する為に緊急上やむを得ない場合には、医師・代理人・介護支援専門員等と話し合い、記録を記載する等の適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ④ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたり知り得た利用者又は代理人に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関に利用者の心身等の情報を提供します。又、利用者の円滑な対処の為の援助を行う際には、あらかじめ文書にて利用者の同意を得ます。

7. サービス利用料金

利用者負担の額を以下の通りとします。

- ① 保険給付の自己負担額及びその他の費用について、別に定める料金表によりお支払い頂きます。

② 利用料金のお支払方法

月末締めで算定し、翌月15日までに『ご請求書』を送付致します。請求月の28日（休日の場合は翌営業日）に自動引き落としをさせていただきます。但し、自動引き落とし手続き期間中は、28日までに以下の指定口座にお振込み下さい。

指定口座：三菱 UFJ 銀行 瑞江支店（店番038）普通0920567 医療法人社団 桐和会
--

8. サービスを終了して頂く場合（契約の終了について）

当事業所は契約が終了する期日は特に定めていませんが、以下のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約を解約・解除しサービスを終了して頂くことになります。

- ① 事業者が解散、破産した場合又はやむを得ない事由により訪問看護を閉鎖した場合
- ② 事業所の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービス提供が不可能になった場合
- ③ 事業所が介護保険の許可を取り消された場合又は許可を辞退した場合

(1) 利用者からのサービス終了の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間中に、利用者から当事業所へ中途解約・契約解除を申し出ることができます。

- ① 利用料金に同意できない場合
- ② 利用者が入院された場合
- ③ 事業者若しくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める訪問看護サービスを実施しない場合
- ④ 事業者若しくはサービス従事者が、守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者若しくはサービス従事者が、故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為・その他本契約を継続し難い重大な事情が認められた場合

(2) 事業者からの申し出により解約して頂く場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には当事業所からの申し出により契約を解約・解除し、サービスを終了する場合があります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者によるサービス利用料のお支払いが3ヵ月以上遅延し、催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意または重大な過失により事業者若しくはサービス従業者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が、病院・診療所等に入院すると見込まれる場合、若しくは入院した場合
- ⑤ 利用者が介護保険施設等に入所した場合

9. 代理人

契約に基づく利用者の事業者に対する利用料などの経済的な債務につき、利用者と連帯して一切の責任を負います。

事業者は、利用者が入院を必要とする場合、並びに本契約が終了した場合、代理人にその旨を連絡します。

10. 事業継続に向けた取り組み

(1) 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等を行います。

(2) 非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じます。

11. 虐待防止について

(1) 虐待の防止について利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為にその対策を検討する委員会を設置し、指針の整備や定期的に研修・事例検討会を開催すると共にその結果について職員に周知徹底して、虐待の防止に努めます。

(2) 事業所はサービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとします。

12. ハラスメント対策

(1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者・家族が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・威圧的態度・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為・セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

13. 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情の受付

◎苦情・相談受付窓口

苦情受付担当者 : 看護職員

苦情解決責任者 : 管理者 馬場 ゆう子

受付時間 : 月曜日～金曜日（国民の休日及び12月31日～1月3日を除く）
午前9時～午後5時

電話番号 : 048-280-6138

(2) その他

市役所・国民健康保険団体連合会等でも苦情相談を受付けています。

☆川口市役所 介護保険課 電話：０４８－２５８－１１１０(代)

☆さいたま市役所 介護保険課 電話：０４８－８２９－１１１１(代)

☆草加市役所 介護保険課 電話：０４８－９２２－０１５１(代)

☆越谷市役所 介護保険課 電話：０４８－９６４－２１１１(代)

☆埼玉県国民健康保険団体連合会

苦情相談専用窓口 電話：０４８－８２４－２５６８

14. 秘密の保持及び個人情報の保護

当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者及び家族（代理人）に関する個人情報の利用目的を重要事項説明書のとおり定め、適切に取り扱います。又、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として各号については、法令上、介護及び医療関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

又、下記事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

- (1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- (2) 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）等との連携
- (3) 利用者が偽り、その他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- (5) 福祉保健局・保健所・介護保険課への情報提供
- (6) 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

15. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合等は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する緊急連絡先に報告します。

16. 事故発生時の対応

利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の代理人、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

又、利用者に対し事業者の過失により生じた損害について、誠実に対応するとともに、その損害を補償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

利用者の過失により、事業者に対し生じた損害については実費を請求させていただきます。

17. 身分証遂行義務

訪問看護師は常に身分証を遂行しています。初回訪問時の提示、利用者又は代理人から提示を求められた際は、いつでも身分証を提示します。

15. 第三者による評価の実施状況

第三者による介護サービス等の質の評価は実施しておりません。

訪問看護サービスの提供に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

《説明者》 医療法人社団 桐和会
タムス訪問看護ステーション川口
〒333-0832
埼玉県川口市神戸 537-1
☎048-280-6138
管理者 馬場 ゆう子

《利用者》 住所 _____

氏名 _____ 印

《ご家族・代理人》 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係（ ）